

アクティビティモニタリングサービス解約料金算定方法について

1 解約料金の発生について

1.1 導入期間における解約料金の発生について

導入期間にサービス利用契約を解約する場合、発生する解約料金のイメージ図を以下「図1 導入期間における解約料金について」に示します。

	契約期間（開始）	契約期間（終了）※解約により
▲サービス利用契約成立日		
		▲解約日
導入期間		
▲導入開始日		▲利用開始日（予定）
導入期間にサービス利用契約を解約する場合、解約料金が発生		

「図1 導入期間における解約料金について」

1.2 最低利用期間における解約料金の発生について

最低利用期間にサービス利用契約を解約する場合、発生する解約料金のイメージ図を以下「図2 最低利用期間における解約料金について」に示します。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	...
▲利用開始日の属する月													
最低利用期間は利用開始日の属する月を1ヶ月目とし12ヶ月間 →本期間にサービス利用契約を解約する場合、解約料金が発生												解約料金 0円	

「図2 最低利用期間における解約料金について」

2 解約料金の算定方法について

2.1 導入期間における解約料金の算定方法

(1) 解約料金

「利用開始日の属する月時点での月額利用料金」の12か月分を算定し、これに係る消費税等相当額を合算した額とします。本内容のイメージ図を以下「図3 導入期間における解約料金の算定について」に示します。



「図3 導入期間における解約料金の算定について」

2.2 最低利用期間における解約料金の算定方法

(1) 解約料金

「解約日の属する月を含む最低利用期間終了月までの残月数」分の「解約日の属する月時点での月額利用料金」を算定し、これに係る消費税等相当額を合算した額とします。本内容のイメージ図を以下「図4 最低利用期間における解約料金の算定について」に示します。



「図4 最低利用期間における解約料金の算定について」